

社会福祉法人清樹会 役員等報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清樹会の役員及び評議員の報酬及び費用について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、施設の職員を兼務し、職員として常時従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等をいい、報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものである。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものである。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対しては、職員給与規程により職員としての給与を支給するものとする。

2 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員の報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- (2) 評議員の報酬は、別表第3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用)

第5条 非常勤役員及び評議員が、会議に出席する場合又は職務の執行のため出張する場合は、別表第4「旅費交通費」に定める旅費を支給することができる。

2 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払

うものとする。

(重複支給の防止)

第6条 同一日において、当該役員等報酬規程による報酬等の支給の対象となる業務に複数回従事したときは、重複して支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 第3条第2項、第4条及び第5条に定める報酬等は、業務を行った都度支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

別表第1（常勤役員の報酬）

	日額
理事会等会議への出席	5,340円

別表第2（非常勤役員の報酬）

（1）理事

	日額
理事会等会議への出席	5,340円
上記の他、法人施設業務のための出勤	5,340円

（2）監事

	日額
監事監査等への出席	5,340円
理事会等会議への出席	5,340円
上記の他、法人施設業務のための出勤	5,340円

別表第3（評議員の報酬）

	日額
評議員等会議への出席	5,340円
上記の他、法人施設業務のための出勤	5,340円

別表第4（旅費交通費）

法人の旅費規程に準じて支給する。

社会福祉法人清樹会 評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この規則は、定款第6条1項に規定する評議員選任・解任委員会の運営に関する必要事項を定め、それによって委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員の構成)

第2条 委員会は、監事2名、職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

(委員の選任及び任期)

第3条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

(委員の報酬)

第4条 委員が、その職務のため委員会に出席したときは、報酬として日額5000円を支給する。

(招集)

第5条 委員会の招集は理事会において決定し、理事長が招集する。

(招集通知)

第6条 委員会を招集するには、理事長は委員会の日の1週間前までに、各委員に対して、書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第7条 委員会の議長は、委員の互選とする。

(評議員の選任)

第8条 評議員の選任は、以下の手続きを経るものとする。

- (1) 評議員候補者は理事会が委員会に推薦する。
- (2) 理事長又は執行理事は、委員会において、当該候補者の経歴、当該候補者を評議員候補者として推薦した理由、当該候補者と法人及び役員等との関係、当該候補者の兼職の状況等を説明しなければならない。
- (3) 委員会は評議員候補者について審議を行い、評議員選任の決議を行う。

(評議員の解任)

第9条 評議員の解任は、以下の手続きを経るものとする。

- (1) 評議員の解任は理事会が委員会に提案する。